

**鳥取県告示第247号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
中生－2	西谷貴子	東伯郡北栄町妻波 1231	種穂の採取並び に幼苗の育成及 び幼苗以外の苗 木の育成	松井苗圃	東伯郡北栄町妻波